

令和8年設楽町告示第26号

地方自治法第260条の2第10項の規定による認可された地縁による団体の変更は、次のとおりである。

令和8年5月26日

設楽町長 土屋 浩

- 1 大桑地区コミュニティ推進協議会の事務所所在地
変更なし
- 2 認可地縁団体の代表者の住所及び氏名
変更前 設楽町津具字空古屋14番地 今泉 寿生
変更後 設楽町津具字東大桑5番地4 村松 長一
- 3 変更の年月日
令和8年5月18日
- 4 変更の理由
役職者の改選に伴い、代表者の住所及び氏名の変更を要するため